

令和8年度 高崎市緊急耐震対策事業

地震発生時におけるブロック塀等の倒壊等による災害を防止するため、損傷、腐食等の劣化が確認できる塀の除却・改修工事に要する費用の一部を、予算の範囲内で補助します。

制度名称	制度5 塀除却・改修工事			
申請者の条件	- 市税を滞納していない個人 又は 法人であること - 塀の所有者又は塀の所有者から同意を得ている者であること			
塀の条件	- 道路※に沿って設けられているもの - 道路面から測定した高さが0.8m以上で延長が5m以上のもの - 塀で、損傷、腐食その他の劣化が確認できるもの - 風営店舗の用に供する施設の塀でないもの - 過去に本制度及び他の制度の補助金を受けていないこと (※補助対象となる道路について) - 建築基準法第42条第1項の道路 及び 法第43条第2項第1号の規定による幅員4m以上の道 - 建築基準法第42条第2項に規定する道路後退が必要な道(以下、「狭あい道路」という。) - 都市計画区域外の場合は、道路法による道路その他市等が管理する幅員4m以上の道路 ※建築指導課にて上記道路の種別の確認ができますので、事前にご相談ください			
工事業者の条件	高崎市内に本店、支店、営業所 又は 事業所を有する者であること			
工事の条件	除却工事の条件	(全部除却) 塀及びその塀の基礎を 除却する工事	(塀除却) 塀のみを除却する工事 ※既存の基礎残し	(部分除却) 0.6m以下の高さまで 塀を除却する工事
	築造工事の条件	全部除却後に、高さ1.2m以下のブロック塀又は高さ2.0m以下のフェンス(高さ1.2m以下のブロック塀との併用も含む)を築造する工事	塀除却後に、高さ2.0m以下(申請敷地の地盤面の高さが0.8mを超える場合は、地盤面の高さに1.2mを加えた高さ以下)のフェンスを築造する工事	※部分除却後の築造工事は補助の対象となりません
	(その他、築造工事の条件) ※別紙「補助対象イメージ図」を参照 - 塀の位置については、道路側へ超えない位置に築造する工事であること - 狭あい道路沿いの場合は生活道路拡幅協議締結後の着工とし、後退用地を寄付すること - 補強コンクリートブロック造の構造は、別紙「ブロック塀築造設計チェックリスト」の基準に適合すること - 工事の着手及び完成期日が、下記「手続きの流れ」の期日を遵守できるもの			
除却工事の補助	一律2万円(工事費が満たない場合は工事費限度)			
築造工事の補助	補助率	塀の築造工事費用の50% ※1000円未満の端数は切り捨て		
	塀の築造長さ	20m以下	20m超～40m以下	40m超
	上限額	20万円	30万円	50万円
	※築造の対象長さは、除却前の塀の長さを上限とし、門及び門柱部分は対象外			

R080304

手続きの流れ

内 容	①申し込み	②工事着手	③完了報告書類の提出	④補助金の支払い
期日等	R8年5月11日から R8年11月30日まで	補助金の交付決定日 以降の着手	R9年2月26日まで	完了報告書類の提出後 3週間程度
注意事項	- 予算が終わり次第、受付は終了となります - 狭あい道路沿いで築造工事が伴う場合は、生活道路拡幅協議書(先又は同時)に提出し、R8年7月31日までに申し込みをしてください	- 申込から2～3週間程度で交付決定となります - 交付決定日前に着手(契約行為も含む)した場合は補助の対象外となります - 築造工事の着手は、生活道路拡幅協議の締結後としてください	- 工事代金の支払い後、完了報告書類を提出してください - 見積書・領収証の宛名、補助金振込口座の名義人が同一であることが条件です	一時的に申請者が工事代金等を全額負担する必要があります

○申し込み時に提出が必要な書類（制度4～7）

必要書類	書類名	条件等
共 通	☐ 申請書	制度4は様式第3号、制度5は様式第4号 制度6は様式第5号、制度7は様式第6号
	☐ 納税証明書 （市税等について滞納額がない証明）	申請者が市税を滞納していないことを証明するもの （申請日前3か月以内に取得したもの）
	☐ 委任状	代理者を選任する場合 ※参考様式あり
	☐ 工事費用の見積書	補助対象経費が分かるもの ※参考様式あり
	☐ 所有者からの事業実施に対する同意書	申請者が所有者以外の場合又は複数所有者の場合 ※参考様式あり
	☐ 案内図	
	☐ 申請条件確認シート	すべての項目にチェックが入っていること
(制度4) 屋根改修 工事	☐ 登記事項証明書 又は 固定資産課税台帳記載事項証明（評価証明）	
	☐ 屋根の現状が確認できる写真	既存の瓦屋根の状況が確認できるもの （屋根全体及び瓦の厚み等がわかるもの） ※重さの根拠を求める可能性あり
	☐ 屋根材の商品カタログ等の写し	設置する屋根材の重量が確認できるもの
	☐ 葺き替え計画図面または写真	・屋根のすべてを葺き替えない場合 ・葺き替え箇所が確認できるもの
	☐ 建築確認済証の写し	建築確認申請が必要な工事の場合
(制度5) 塀除却・ 改修工事	☐ 除却・築造する塀の位置図	塀の位置、高さ、延長を明記
	☐ 除却する塀の現状写真	除却する塀の状況（高さ、延長、劣化状況など）が確認できるもの
	☐ 築造する塀の仕様書、平面図及び詳細断面図	塀を築造する場合に、新たな塀の位置、長さ、高さ、壁厚、基礎深さ等が確認できるもの
	☐ ブロック塀築造設計チェックリスト	補強CB造（フェンス併用を含む）の塀を築造する場合
	☐ 塀の商品カタログ等の写し	新設のブロック、フェンスの仕様が分かるもの
	☐ 誓約書	狭あい(2項)道路沿いであり、生活道路拡幅協議の締結前に築造工事の補助を申請する場合（※参考様式あり）
(制度6) 広告塔除 却・改修 工事	☐ 除却・築造する広告塔の位置図	広告塔の除却前後の位置が確認できるもの
	☐ 除却する広告塔の現状写真	除却する広告塔の状況が確認できるもの ※高さの根拠を求める可能性あり
	☐ 建築確認済証の写し及び設計図書	新たな広告塔を築造する場合
(制度7) 擁壁改修 工事	☐ 擁壁の位置図	擁壁の除却前後の位置が確認できるもの
	☐ 擁壁の現状写真	除却する擁壁の状況（高さ、延長等）が確認できるもの
	☐ 建築確認済証の写し及び設計図書	建築基準法に基づく建築確認済証の交付を受けて実施する築造工事の場合
	☐ 盛土規制法に基づく許可証の写し及び設計図書	盛土規制法に基づく許可証の交付を受けて実施する築造工事の場合

R080304

○工事完了時に提出が必要な書類（制度4～7）

必要書類	書類名	条件等
共 通	☐ 完了報告書（様式第18号）	
	☐ 事業実施報告書（様式第19号）	
	☐ 工事請負契約書の写し	請書、注文書でも可
	☐ 領収書の写し	請負業者の住所表記が高崎市内であり、領収書の宛て名が申請者となっていること
	☐ 請求書（様式第16号）	
	☐ 通帳等の写し	申請者名義の通帳又はキャッシュカード
	☐ 工事写真（日付入り・カラー）	・工事前、工事中及び完成後の状況写真 ・主要材料の形状、寸法及び仕様に係る材料写真 (制度5の場合)補強CB造の塀を築造する場合は、ブロック塀築造設計チェックリストの各要件が確認出来る写真（根入れ深さ、基礎高、配筋等）
	☐ 検査済証の写し	建築確認又は盛土規制法の許可を受けた工事の場合のみ

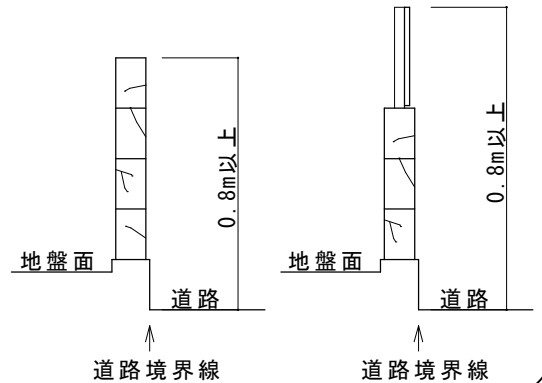
※必要に応じて、上記以外の書類を提出していただく場合がありますのでご了承ください。

補助対象イメージ図

補助対象の塀

- ・塀であるもの
- ・損傷、腐食、劣化が確認できるもの
- ・道路に沿って設けられているもの

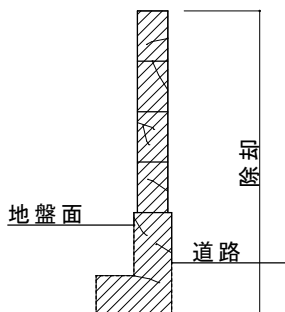
- ・高さが0.8m以上かつ延長が5m以上のもの
※高さの算定方法は右図のとおりです



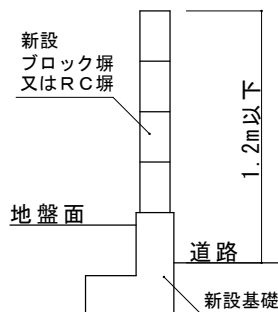
全部除却

塀を基礎ごと除却する工事

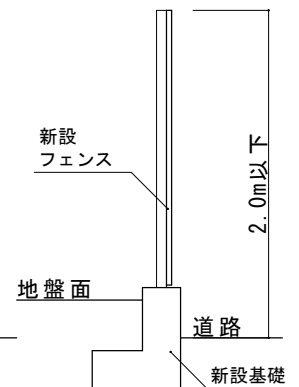
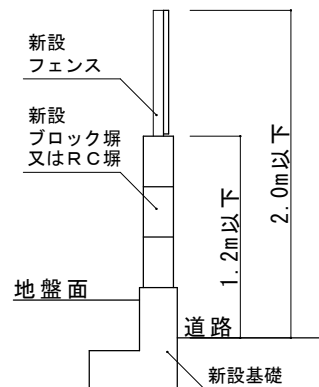
除却補助基準



※RC=鉄筋コンクリート



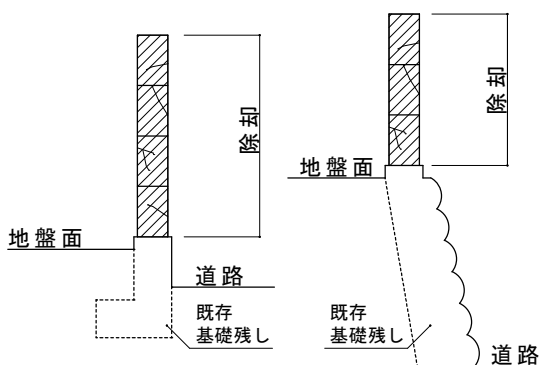
築造補助基準



塀除却

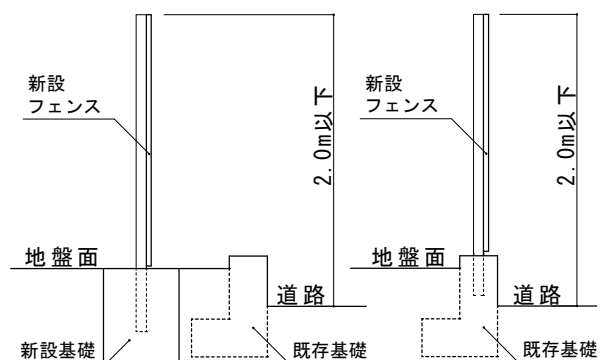
塀のみ除却する工事(基礎残し)

除却補助基準



築造補助基準

※「塀除却」後の築造補助はフェンスのみ対象です
※塀を一部でも残す場合は下段の「部分除却」となります

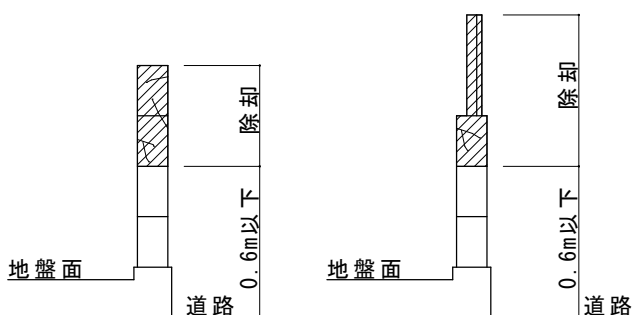


部分除却

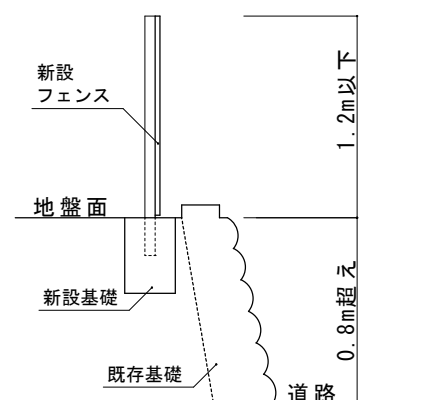
塀の上部のみ除却する工事

除却補助基準

※「部分除却」後の築造補助はありません

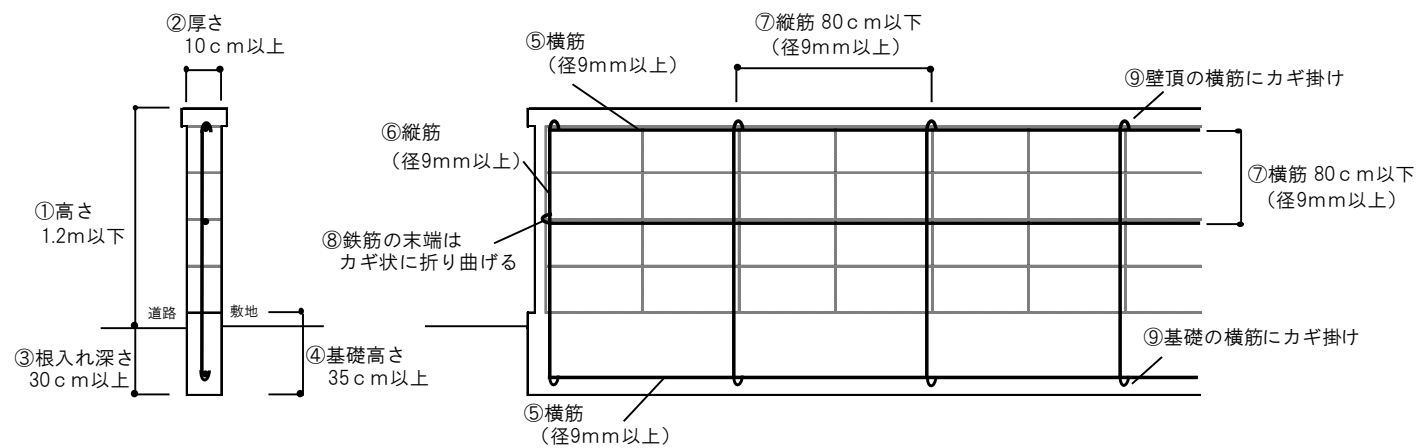


高低差が0.8m超える場合

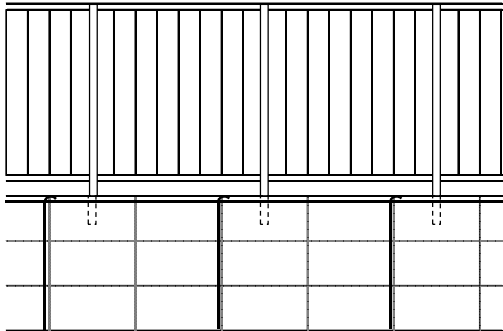


ブロック塀築造（フェンス併用含む） 設計チェックリスト

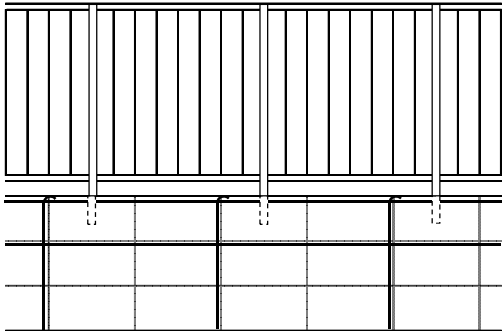
高さ	☐	① 1. 2 m以下
塀の厚さ	☐	② 1 0 c m以上
基礎	☐	③ 根入れ深さ3 0 c m以上
	☐	④ 基礎高さ3 5 c m以上
鉄筋	☐	⑤ 壁頂及び基礎に径9 mm以上の横筋を配置する ※フェンス付ブロック塀における場合で、壁頂横筋がフェンスの支柱定着部で不連続になるときは、壁頂から2 段目のブロックにも横筋を配置する
	☐	⑥ 壁の端部及び隅角部に径9 mm以上の縦筋を配置する
	☐	⑦ 壁内に径9 mm以上の鉄筋を縦横8 0 c m以下の間隔で配置する
	☐	⑧ 壁頂、基礎、壁内の鉄筋の末端はカギ状に折り曲げる
	☐	⑨ 縦筋は壁頂、基礎の横筋に、横筋は縦筋にカギ掛けて定着する （縦筋の末端を基礎の横筋にカギ掛け定着しない場合は、縦筋を径の4 0 倍以上基礎に定着する）



※フェンス付ブロック塀 配筋例



・ 壁頂横筋をフェンス支柱中央部で貫通させた場合



・ 壁頂横筋がフェンス支柱定着部で不連続になった場合